

憲法をいかし、被災者本位の復旧・復興と原発ゼロへ「全国交流集会 2017in 東京」

記録担当者お名前 所属 全農協労連 お名前 星野	助言者お名前 所属 NPO 法人くらしの安全安心サポーター お名前 中村八郎	司会担当者お名前 所属 新婦人 お名前 児玉
分科会名 (第2分科会) (テーマ 災害対策のための法整備の課題)		参加者数 26人 (10都県)

【討論要旨】

冒頭に、中村八郎さん(NPO 法人くらしの安全安心サポーター理事長)が問題提起をし、その後、庄司慈明さん(石巻市議・税理士)、鎌田一夫さん(新建築家技術者集団常任幹事)、岡部孝次さん(共産党国会議員団事務局)3人から報告を受け、全体討論を行った。最後に助言者、報告者からの補強的な報告も行われた。

まず、災害対策関連基本法の問題点が整理された。同法は全体を統括する機能を持たず、個別の関連法を方向づけることが出来ておらず、「防災・減役に資する国土強靱化法」(13年)の下に位置づけられ、基本法の役割を果たしていない。例えば、応急対策や復旧についての記載はあるが、未然防止についてはすべて個別法が対応しており、災害から「命を守る」という一方で、「財産を守る」という要素が不足している。そのために、個人や地域共有の財産の被災によって関連死が生まれている。また、復興については「新しいまちづくり」という概念で自治体に任せられ、復興過程を災害対策として認めていない点も問題である。

災害救助法については、災害の救助の責任がそもそもどこにあるのかが曖昧であるという問題が指摘された。他方、同法では法律でも施行令でも、法律に示された基準が不十分な時には「国と調整できる」とある。つまり、一応の基準はあるが、それだけでは間に合わないことも前提としており、被災者の声で対応を変えさせなければならないという法律であることも明らかにされた。しかし、県の職員などが同法に対する十分な知識を持っておらず、画一的な対応になっていることが大きな問題である。また、この災害救助法を適用させるにあたっては、被害戸数等による第1号適用ではなく、住民の要望によって迅速に適用できる第4号適用を生かすことが重要だということも指摘された。実例として、福岡県の添田町が当初は躊躇していたものの、共産党の田村衆議院議員のアドバイスを受けて第4号適用となった経験も紹介された。

個別の制度の運用では、被災者の個々の復興への努力を無にしてしまう制度の実態が指摘された。例えば税制でも、被災者生活再建支援法により受け取った支援金は「租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として課することができない」となっているにも関わらず、課税されていた。これは国民的な運動と議論のなかで、方針を変えさせることができたが、損害による雑損控除のほうに引かれることで、損害による控除を使い切るまで、その年だけしか控除されない医療費控除などが使えないという問題も残されている。また、自宅避難、在宅被災者が大勢いるが、こういう被災者には弁当支給もないことや、応急修理の支援金を受けて一度受託を修繕した場合は後に居住が困難だとなっても、その段階では改めて仮設住宅に入れないといった問題がある。

「自助、共助、公助」をめぐる問題については、見解の相違もあり議論が深まった。災害対策基本法の「基本理念」の下で災害対策の自己責任化が問題だという指摘に対して、しかし、大規模災害に直面した場合、基礎自治体は現実的に人員的にもひっ迫しており、また地方公共団体の職員などは救命救急活動に尽力せざるを得ないというなかで、現実的には地域で防災に関わる人を育てる

ことや、地域の日常的な体制強化、避難所の運営の自治などを住民が担うことが必要ではないかという意見も出された。この点では、土砂災害のなかで広島市の経験が教訓的で、自主防災組織が充実し対応が迅速になる一方で、責任者となる町内会長の負担が重くなっている事例が出された。資格取得への公益負担や、災害で亡くなった場合への補償なども未整備であり、今後の課題としてさらに深める必要がある議論である。

参加者からは、それぞれの地域で抱えている実態も紹介された。水害から2年2か月が経過する常総市では、医療費の減免制度が3か月で切られたが、被災から2年経つなかで、家の再建などにお金を使ってしまった上に疲れやストレスで体調を崩す方が発生している実情があるので、援助がいまこそ必要となっている。また、いまだにハザードマップが作られていないことも問題で、災害時にどう逃げるかという計画を部分的に立てているが、どこに逃げればよいのかも示されていない。これは市の怠慢であり、河川の管理者である国が洪水ハザードマップをつくっているのに、それを市町村が使って避難場所を指示しなければならず、議会等で取り上げる必要性も指摘された。また、井戸水が水害によって汚染され使用できなくなったが、新たに上水道を引くためには「公平の原則」を理由に市から何の補助もなく、最大で1000万円もの負担が強られる問題や、地域の開業医が被災で7000万円もの借金を負ったものの、それに対する補助は厳しい基準で個人病院では活用できず、地域医療を壊すということになっている実態も告発された。

来年で23年目となる阪神淡路大震災においても、大変な問題が起きている。借上住宅としてUR住宅に被災者が入居しているが、20年たって他の公営住宅に転居せよと勧告されている。運動のなかで兵庫県は継続入居を認め、神戸市でも85歳以上と重度の障がい者や要介護度3以上は継続入居を可能にさせたが、それ以外にも苦しんでいる人が大勢いる。そうした中で、神戸市は不当にも入居者を提訴し、裁判が始まっている。最初の判決では、たった3回の審議で本人の意見陳述もないままに退去と賠償を命じられた。阪神淡路大震災の被災当時は今のような災害関連法が無く、要求を突き付けていかなければならなかったことを振り返り、とにかく震災復興・復旧は運動によって勝ち取っていく以外に無いということと、一つの市や町だけでなく、全国災対連として全体で取り組んでいく必要性が改めて強調された。

また、この間の具体的な前進や、運動の突破点についても交流があった。例えば、この間借り上げ住宅を「みなし仮設」として認めさせてきた点である。これは、実態を制度が後追いしてきたものであり、さらにもともと地震に対応するものだったが、水害についても後から認めさせた。また、「生活再建支援法」も他の災害関連法の性質と比べて良い意味で異質なものであり、改めて運動の成果を確認した。埼玉での竜巻被害に対する運動では、県に基金をつくらせるなど、県独自の対応でも重要な前進がある。運動の突破点として、内閣府など政府要請の教訓も指摘された。例えば水害において、1メートル以下の浸水で「半壊」という認定であっても、外側の断熱材が水を吸って上り、広い範囲にカビが発生する事態が起きている。これは、実は内閣府の文書でも「内壁全面の損傷として取り扱うものとする」とされているが、この判定が現場でなかなか活かされていない。アパートの2階の居住者が、1階部分の浸水に対して一部損壊という判定にしかならなかった問題を、内閣府と直接交渉して「大規模半壊につながる」という評価（新婦人）を引き出した事例も紹介された。災害救助法の4号適用についても、内閣府の担当者は「みなし適用なので、空振りをおそれずにやってくれ」と言っている。こうした姿勢は大いに生かして県などを動かす必要がある。

(全国災対連 Eメール : saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp)